

後入先出法の取扱いとして考えられる方向性案について

- 国際会計基準とのコンバージェンス等の観点から、棚卸資産の評価方法として、後入先出法の採用を廃止すべきかどうか。 -

１．考えられる方向性案

今後、LIFO の取扱いを検討する方向性として、国際的な会計基準の取扱いも考慮すれば、他の棚卸資産の評価方法と同様に LIFO の採用をそのまま認めることは困難であると考えられる。そのため、考えられる方向性として、以下の２つの方向性が考えられる。

（第１案）LIFO を廃止する（ただし、保有損益の影響を排除した期間損益の任意開示の取扱いを定める。）

（第２案）LIFO の採用を引き続き認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を行う。

この２つの案について、次の点から比較・分析し、採用すべき方向性を検討する。

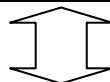
- ・ 日本の LIFO の採用状況について
- ・ 国際的な会計基準の取扱いについて
- ・ LIFO の長所と短所について

(1) 日本の LIFO の採用状況について

第 1 案を支持
(第 2 案に反対)

事務局の調査では、現在、我が国で LIFO を採用している会社は、4,500 社以上の有価証券報告書提出会社のうち、50 社程度とされている¹。LIFO を廃止すべきか否かを、採用している会社数のみから判断すべきではないものの、この検討の前提として、我が国では実際に LIFO を採用している会社は極めて限定的であるといえる。また、同じく事務局の調査では、LIFO を採用している会社は近年減少する傾向にあることが確認されている²。

こうした点に加えて、一般的に LIFO の長所を活かすことができると考えられている業種である石油、石油化学、鉄鋼及び非鉄金属の各業界に属する会社を見ても、LIFO を採用する会社が多数を占めるという状況にあるわけでもない。



¹ 平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日までの間に有価証券報告書を提出した会社のうち、LIFO を採用していた会社は 53 社であった。詳細は、第 17 回棚卸資産専門委員会資料を参照のこと。

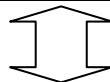
² 平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期までの間に棚卸資産の評価方法を LIFO から他の方法に変更した会社は延べ 31 社であったのに対し、他の方法から LIFO に変更した会社は 4 社であった。詳細は、第 18 回棚卸資産専門委員会資料を参照のこと。

第２案を支持 （第１案に反対）	我が国において、LIFOは、主として原材料等の仕入価格が市況の変動による影響を受け、この仕入価格の変動と製品の販売価格の関連性が強い業種に多く選択される傾向にある。このように、採用会社は、LIFOの長所（(3)参照）を活かし、会社の実質的な収益力を開示することを目的に採用しており、廃止するのは不適當である。
--------------------	--

(2) 国際的な会計基準の取扱いについて

国際会計基準ではLIFOの採用を認めていないものの、米国の会計実務においては、一定の注記を付すことを条件にLIFOの採用を認めている。

第１案を支持 （第２案に反対）	<p>国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスが進行している。LIFOの取扱いについては、米国の会社の４割程度³がLIFOを採用している状況もあり、米国会計基準がLIFOを廃止する場合のインパクトは我が国以上に大きいと考えられる。米国会計基準は、こうした状況も考慮して、LIFOの取扱いについてのコンバージェンスに躊躇しているとも考えられ、仮に状況に変化があれば、LIFOの廃止を検討する可能性もある。</p> <p>また、米国での検討を進めることができない理由が上記の点にあるとすれば、国際会計基準がLIFOの取扱いを再度認めるという可能性は低いとも考えられる。</p>
--------------------	---



第２案を支持 （第１案に反対）	<p>国際会計基準と米国の実務でも取扱いが分かれていることから、我が国の会計基準においてこれまで認められてきたLIFOを廃止する必要はないのではないかと。</p> <p>米国の実務と同様のレベルの一定の追加開示を我が国のLIFO採用会社に求めるという方向性を採ったとしても、現時点においては、会計基準の国際的なコンバージェンスを達成できるのではないかと。</p>
--------------------	---

(3) LIFOの長所について

LIFOの長所は次の点にあると考えられている。

<p>資産価格や為替相場の変動によって、棚卸資産の仕入価格や販売価格が大きく変動する場合などは、棚卸資産の払出しをLIFOで処理した方が、投資情報として重要な利益を</p>
--

³ 2006年度の「Accounting Trends & Techniques」によれば、調査対象600社中、LIFO採用会社は229社（複数回答）であるとされている。

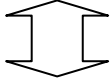
より適切に表示することができると考えられる。利益情報の重要性を強調するのであれば、LIFO は、こうした場合において、積極的に採用されるべき棚卸資産の評価方法であるともいえる。

第 1 案を支持
(第 2 案に反対)

仮に、市況が短期的には乱高下するものの、長期的に平均的な水準で推移する状況であれば、その短期的な上昇や下降を期間損益計算に含めることは、会社の実質的な収益力を評価する上で適当ではないと考えられる。しかし、市況が長期的に上昇する場合に LIFO を採用し続ければ、棚卸資産の保有利益がいつになっても実現されないことになり、これは、単に将来の特定の時点で実現される保有利益を繰り延べているに過ぎないという見方もある。こうした場合、むしろ、市況の変動によって生じる保有損益も当期の利益に含める方が、棚卸資産の販売をもって利益計算を完了させ、会社の実際の業績を示すことになるとも考えられる（実際に、こうした問題を解消することを理由として、LIFO から他の評価方法に変更する事例も見られる。）

また、企業会計基準第 9 号が適用された場合、保有損失は発生都度、損失として計上されるのに対し、保有利益だけが長期的に繰り延べられることとなる。

LIFO の採用を引き続き認めても、採用している会社は限られている（(1)参照）。むしろ、利益に含まれる在庫評価の影響等に関し IR 情報として開示している内容について、会計基準の中で定めることを議論した方が建設的ではないか。



第 2 案を支持
(第 1 案に反対)

当期の収益には、これに見合う費用を計上すべきであるとする考え方の下では、資産価格や為替相場の変動によって棚卸資産の仕入価格や販売価格の大きな変動が生じる場合等において、LIFO は、上記の LIFO の長所のように、他の評価方法に比べ、棚卸資産の保有損益を期間損益から排除することにより、より適切な期間損益を計算することができる方法と考えられる。つまり、棚卸資産の保有損益を排除した期間損益を計算することにより、財務諸表の利用者は会社の収益力をより適切に把握することができると考えられている。

また、主として石油業界において、LIFO からその他の評価方法に変更した大手の会社においても、通常の会計上の利益とあわせて、

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	<p>利益に含まれる在庫評価の影響等を IR 情報として開示している。財務諸表利用者も、こうした情報を重視しているという指摘もある。こうした点からも、LIFO による期間損益が他の評価方法による期間損益よりも、会社の実質的な収益力を判断する上で有用であると考えられる。</p> <p>特に法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合に会社が保有する備蓄在庫は、会社の事業が継続する限り確保することを義務付けられると考えられる。こうした実態があれば、仮にその備蓄在庫の保有損益が長期にわたって実現しなかったとしても、それは事業の性質・実態を反映した会計処理と考えられる。</p>
--	--

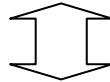
(4) LIFO の短所について

LIFO の短所は次の点にあると考えられている。

	<p>A LIFO の採用により、帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。</p> <p>B 棚卸資産が大きく減少した場合に、これまで期間損益計算から排除され、累積されてきた保有損益が一時に期間損益に反映されてしまうことになる。</p> <p>(なお、IAS 第 2 号の改訂においては、「LIFO は、一般的に棚卸資産の実際の流れを、信頼性をもって表現しているとはいえない。」という点が重要な問題として指摘されていた。しかし、この点については、FIFO や平均法においても同様の問題があると考えられ、LIFO のみの問題点として取り上げることは適当ではないと考えられる。このため、上記の短所には含めていない。)</p>
--	--

<p>第 1 案を支持 (第 2 案に反対)</p>	<p>上記の LIFO の短所のように「帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。」という貸借対照表に関連する短所と、「棚卸資産が大きく減少した場合に、これまで期間損益計算から排除され、累積されてきた保有損益が一時に期間損益に反映されてしまうことになる。」という損益計算書に関連する短所が指摘されている。</p> <p>一定の注記を求めるという取扱いは、LIFO 採用会社のみが注記を行うことになるため、バランスを欠いているという指摘や、品目が多い等の理由により、対応が困難であるという指摘がある。</p> <p>保有する在庫水準が一定であるような会社においては、上記 B の短</p>
--------------------------------	--

	<p>所が顕在化する機会が少ないものの、その一方で、そうした会社の保有損益はなかなか実現されないため、将来の特定の時点まで繰り越され続ける可能性があるという問題（（３）参照）が生じることになる。</p>
--	---



<p>第２案を支持 （第１案に反対）</p>	<p>指摘されている LIFO の短所については、この短所を補う一定の注記を付すことで解消することができるという考え方がある。米国の会計実務^４においては、そうした考え方が採用されている。</p> <p>保有する在庫水準が一定であるような会社においては、上記 B の短所が顕在化する機会が少ないのではないかという点が指摘される。</p>
----------------------------	--

２．事務局提案

<p>考えられる方向性のうち、（第１案）の方向性に沿って検討を進めることでどうか。</p>

（理由）

LIFO には、「帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。」という貸借対照表に関連する短所と、「棚卸資産が大きく減少した場合に、これまで期間損益計算から排除され、累積されてきた保有損益が一時に期間損益に反映されてしまうことになる。」という損益計算書に関連する短所が指摘されている。

取得原価主義会計においては、保有損益は将来において利益として認識される。企業会計基準第 9 号が適用されることにより、保有利益のみが長期間繰り延べられることとなるため、棚卸資産が減少した場合、累積した過年度の保有利益がまとめて実現することになり、会社の収益力の期間比較を歪めることとなる。

「市況が短期的には乱高下するものの、長期的に平均的な水準で推移する状況」においては、これまで考えられてきた LIFO の長所の考え方は否定されないものの、LIFO 採用会社が比較的多い業種においては、市況が継続的に上昇する傾向にある場合も多い。**この場合には、LIFO によって、将来の特定の時点で計上されることになる利益を**

^４ なお、米国の ASR 第 293 号は、LIFO 採用会社に一定の注記を求めることのほか、従来製品を組成する要素の一部の変更や、生産工場の変更を理由として「新製品」として取り扱うことにより、従来製品の原価の払出しを図ること、棚卸資産の分類を誤ることで古い原価の払出しを図ること、購入契約が大き過ぎて期末までに処分できない在庫を関係会社に販売することにより、古い原価の払出しを図ること、といったような処理は、これを意図的に行うことで利益操作に繋がる可能性があるため、これらを SEC は認めないとの注意喚起についても、その目的とされていた。

繰り延べているに過ぎず、むしろ、市況の変動によって生じる保有損益も当期の利益に含め、保有利益についても分散して認識することが適当と考えられるのではないかと。また、この点も考慮すれば、保有利益を当期の利益に含めることがやはり適当なのではないか。

この「どのような利益情報が財務諸表の利用者にとって有用と考えられるか」という点については、財務諸表利用者の意見も踏まえ、更なる検討が必要と考えられる。

及びこの点を考慮すれば、LIFOの長所を活かすことができると考えられる「市況が短期的には乱高下するものの、長期的に平均的な水準で推移する状況」は、実務上、極めて限定的と考えざるを得ないのではないかと。また、こうしたLIFOの長所を活かすことができる状況か否かを適切に判断することも容易ではないのではないかと。

ただし、特に法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合のように、会社が事業活動上、一定の備蓄在庫を長期的に保有することがある。からこの考え方に対し、こうした備蓄在庫の保有損益については、通常の在庫の保有損益とは区別すべきであり、これらの保有損益を当期の利益に含めるべきではないという指摘がある。

しかし、備蓄在庫を、その性質・実態に即して長期性資産のように会計処理すべきであるとすれば、備蓄在庫を通常の在庫と区分して評価することがより適当なのではないかと考えられる⁵。

また、我が国では実際にLIFOを採用している会社は極めて限定的であるといえ、その採用会社数は近年、減少する傾向にあることも確認されている。

現在、LIFOからその他の方法に棚卸資産の評価方法に変更した一部の会社（業種）において、各期の在庫評価による影響等がIR情報として開示されている。これらの情報には特に決められた計算方法があるわけではなく、会社間の整合性や、同一会社における継続性が明確になっていないという課題があるものの、会社の実質的な収益力を分析する上で、有用な情報となっているという指摘もある。

このような現在の実務を考慮すれば、LIFOの存続を前提にしながら、現時点で極めて限定的なLIFO採用会社に対して一定の注記を求めるといった取扱いを検討するよりも、からにあるような問題点を考慮すれば、LIFOを廃止した上で、こうした在庫評価による影響を除外した期間損益に関する任意の開示⁶の計算方法についての指針を検討することの方が、より建設的な取扱いを検討することができるのではないかと。

⁵（例えば土地のような）長期性資産の含み損益の会計処理との整合性を重視するのであれば、備蓄在庫の払出しによる損益を、通常の営業損益と区分して計上することも考えられる。この結果、LIFOの「損益計算書に関連する短所」をある程度解消することができることも考えられる。

⁶「任意の開示」の方法については、注記により開示する方法の他に、損益計算書において、「操業損益」と「保有損益」を区分して開示するという案もあり得る。

なお、開示方法については、特定の業種における慣行を制度化するものであるため、任意の開示とすることが適当と考えられる。

また、もう１つの選択肢である（第２案）に対し、LIFO 採用会社の中には、LIFO を採用した会社についてのみ一定の注記を求めることは適当ではないという意見もある。

国際的な会計基準の動向としては、国際会計基準において 2003 年の IAS 第 2 号の改訂により、棚卸資産の評価方法として LIFO の採用が認められないこととされている。こうした近年の動向も踏まえれば、今後、国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスにおいて LIFO の採用が認められる方向に進む可能性は低いとも考えられ、会計基準の国際的なコンバージェンスを進める上でも、（第 1 案）の方向性に沿って検討を進める方が望ましいのではないか。

以 上